

令和2年6月23日

東北大学片平さくらホールの使用を希望する方へ

東北大学片平さくらホールの使用を希望する場合は以下の事項をご承諾のうえ、お申し込みをしてください。

使用にあたり承諾していただく事項

- 東北大学で策定している「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」のレベルが1以下の場合に、催事等の開催が可能であることを理解し、レベルが2以上に引き上げられた場合、または、新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じた場合は、原則として使用許可が取り消され、本取り消しに伴い生じた損害に対する補償は受けられないこと。（使用料入金後の使用料は返金）
- 使用目的が、片平さくらホール使用規程に定める貸付基準に合致している場合のみ使用できること。
- 東北大学の「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（以下「催事ガイドライン」という。）」を遵守しなければならないこと。
- 催事ガイドラインに基づく具体的な感染症予防対策について計画書（様式自由）を作成し、事前に担当係の確認を受けなければならないこと。
- その他、新型コロナウイルス感染症予防のための本学からの要請に協力しなければならないこと。
- 使用終了後、「感染症予防対策実施報告書」（別添様式）を担当係に提出し、感染症予防のための対策がなされたか確認を受けなければならないこと。

【担当係】

東北大学財務部資産管理課資産管理第三係

TEL：（片平）022-217-4905

e-mail：sakurahall@grp.tohoku.ac.jp

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）

【改訂版】

- ・催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン
- ・東北大学片平さくらホール使用申込書
- ・「新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書」作成例
- ・東北大学片平さくらホール使用許可書
- ・感染症予防対策実施報告書

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（ＢＣＰ）【改訂版】

段階（レベル）を動かす判断は、国や地域、本学キャンパス内の状況を総合的に勘案して、対策本部において決定します。

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	目安 (例示)	研究活動	授業 (講義・演習・実習)	出張	学内会議	学生の課外活動	学生の旅行	催事・イベント等 (本学が開催するもの)	事務体制
0	世界で感染が収束	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が認められる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができます。	講義科目はオンライン授業を中心に実施し、一部対面での実施を組み込むこともできます。	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行います。オンライン会議を推奨します。	課外活動ガイドラインに基づき感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	不要不急の旅行は自粛とします。 帰省は、帰省先の感染状況を確認するなど注意が必要です。	催事等開催時のガイドラインに基づき実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。業務の性質に応じて、時差出勤と1～3割程度の在宅勤務を推奨します。
2	国内で感染が認められ、かつ国から一定の行動制限等をうける。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨します。	原則オンラインにより授業を実施します。 実技・実験・実習の科目等で対面での授業実施が不可欠な場合のみ、感染拡大に最大限の配慮をしたうえで、対面による授業を実施することができます。	感染が広がっている地域へは、業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	全面禁止	感染が広がっている地域へは、自粛とします。	原則オンライン ただし、小規模（参加者50人以下）かつ催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できます。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、時差出勤と3割程度の在宅勤務を推奨します。
3	国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、立ち入る研究室関係者は限定し、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	オンライン授業のみ	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとします。	原則として、オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	原則オンライン	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、時差出勤と5割程度の在宅勤務とします。

4	本学キャンパス内で複数の感染者が発生又は、国から宮城県に緊急事態宣言が発令。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができますが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避けることとします。	オンライン授業のみ	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とし、7～8割程度の在宅勤務とします。
5	本学キャンパス内で複数の集団感染が発生。	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能です。 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止）	原則禁止	オンライン会議のみ	全面禁止	原則禁止	延期又は中止	出勤して行わなければならない緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。

★警戒情報

（警戒情報を逐次記載をします。）

* 医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

* この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

* 海外出張については、渡航先の感染状況を踏まえて、検討することとなります。

* 各種ガイドライン参照のこと

<研究>各部局における感染防止対策の管理体制の構築について(5/11 通知)

<授業>BCP レベル 1 における授業実施の取扱い・対応ガイドライン(7/21 通知) <対象：令和 2 年度第 2 学期以降開講授業>

BCP レベル 1 における対面による授業実施の取扱い・対応ガイドライン(6/8 通知) <令和 2 年度第 1 学期開講授業まで>

<入試>BCP レベル 1 における対面による大学院入試実施ガイドライン(6/26 通知)

<課外活動>課外活動ガイドライン(7/3 通知)

<寮>学生寄宿舎新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた入居生活ガイドライン（6/26 通知）

<催事・イベント等>催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン(6/12 通知)

催事等開催時の 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

令和 2 年 6 月 1 6 日

東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 趣旨

本ガイドラインは、催事等（オンラインを除く）を開催する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止のための対策を示すものである。

- ・催事開催者は、施設管理者と十分な調整を図った上で、3つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の防止を対策の中心としながら、本ガイドラインに示す具体的な対策を徹底し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。
- ・施設管理者は、催事開催者の感染対策を確認の上で、施設の使用を許可しなければならない。

※注意

対面式の催事開催が可能となるのは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」レベル1以下（レベル2以上は原則オンライン）です。

2. ガイドラインの対象

- ①本学及び本学関連団体(学友会等)が学内外で開催する催事等
- ②学外者が本学施設を使用して開催する催事等 ※各施設の貸出基準に適合するもの

（催事等例）

学会、研究会、講習会、講演会、公的試験、文化行事(演奏会等)等

3. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては以下の資料を参考とした。

※本資料の改定や新たな資料を得た場合等は必要に応じて本ガイドラインの改定を行う予定

<参考とした資料>

- ・宮城県「新型コロナウイルス感染症対策サイト・イベント開催制限の段階的緩和の目安」
- ・公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公民館連合会）
- ・劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会）
- ・学校における消毒の方法等について（R2.6.4 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知）
- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）

4. 具体的な対策

催事開催者が感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない具体的な対策		
事前準備	1	開催する催事の責任者、担当区分を明確にする。
	2	参加者、催事スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握し名簿を作成するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。 また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを参加者、催事スタッフに事前に周知する。
	3	催事後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、催事スタッフへ事前に周知する。
	4	本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、催事スタッフ全員に周知する。
	5	会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。
	6	施設管理者と十分な調整を行った上で催事当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。
催事当日	1	催事スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。
	2	催事スタッフは自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱（または平熱よりも 1 度超過）、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。 また、催事スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。
	3	催事規模、参加人数を以下のとおりとする。 【屋内催事】 ・収容率 50%以内（1 室ごとに計算）とする。（施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う） ・座席は原則指定席とし、できるだけ 2m（最低 1m）の間隔を空けて配置する。 【屋外催事】 ・参加者の間隔を、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。
	4	開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。 ・ 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱よりも 1 度超過） ・ 味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合 ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 ・ 海外から入国し 14 日を経過していない場合 ・ 海外から入国し 14 日を経過していない者と濃厚接触がある場合

催事当日	5	会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。
	6	エレベータは原則使用禁止とし、参加者がエレベータのボタンに触れる機会をなくすようにする。
	7	会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
	8	参加者へのマスク着用を義務付けるとともに、休憩時等の定期的な手洗い・手指消毒を促す。
	9	混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。
	10	会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう床に表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。
	11	受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンにより催事スタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。
	12	配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。
	13	屋内の催事は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。 なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により十分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。 催事開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。 （推奨する換気方法） ・30分に1回以上、窓を数分程度全開にする。 ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を開放する。
	14	参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。
	15	催事中、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。
	16	熱中症防止のための飲料等以外の飲食を禁止とし、参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記 No.21 を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り） ※終日の催事等、昼食をとる必要がある場合は、自席のみで昼食をとってもらうなどの対策を検討の上、施設管理者の許可を得る。

催事当日	17	トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。 ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。 ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。 ・トイレに入るための列はできるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう足元表示を行うことや十分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。 ・ハンドドライヤーは使用停止とする。 ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。）
	18	会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。
	19	建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。
	20	感染が疑われる者が催事に発生した場合、催事スタッフは以下の対応を行う。 ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。 宮城県・仙台市コールセンター：022-211-3883 又は 022-211-2882
	21	清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。）
催事 終了後	1	催事終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。 （消毒方法例） 消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水とは異なるので注意）を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※備品等で本方法により難しい場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談
	2	感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。
	3	個人情報の保護の観点から名簿等の保管に十分な対策を講ずる。
	4	感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

- ・利用施設の使用ルールを確認し、施設管理者と十分な調整を図った上で本対策を実施してください。
- ・課外活動において催事等を開催する場合は、課外活動に関するガイドラインも確認してください。
- ・本ガイドラインにより難しい場合は、対策本部へご相談ください。

国立大学法人東北大学片平さくらホール使用申込書

令和 年 月 日

国立大学法人東北大学総長 殿

申込者：(住所) 〒

団体名
氏 名 印

片平さくらホールを下記により使用したいので、許可くださるよう申し込みます。なお、許可された上は、許可条件を遵守し使用します。

記

使用場所	1階ラウンジ 2階会議室（ A ・ B ・ C ）
使用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
使用目的	
使用人数	名
使用責任者	氏 名： 連絡先（tel等）： 許可書等送付先： その他の：
駐車場使用	使用希望： 無 ・ 有 （台数 台）
備考	（↓ 了承の上、チェックをお願いします。） ☐ 片平さくらホールの使用申込にあたり、別紙「新型コロナウイルス感染症予防のための遵守事項」を承諾します。 （添付書類）催事等の概要がわかる資料（プログラム案、組織概要） 新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書等

新型コロナウイルス感染症予防のための遵守事項

- 「東北大学片平さくらホール使用許可書」及び「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部）」を遵守する。
- 使用申込にあたって提出する上記ガイドラインに基づく具体的な感染症予防対策に関する計画書について、担当係の確認を受ける。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」のレベルが2以上に引き上げられた場合、または新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じた場合は、原則として使用許可が取り消されること、また、本取り消しに伴い生じた損害に対する補償は受けられないことを承諾する。
- 新型コロナウイルス感染症予防に関する担当係からの要請に協力する。

申込者：公益財団法人〇〇〇〇〇

(担当者) 〇〇 〇〇〇

Tel：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

Mai：〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書

貴学の施設を使用するにあたり、下記の対策を徹底いたします。

催事開催者が感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない対策			具体的な対策
事前 準備	1	開催する催事の責任者、担当区分を明確にする。	当試験の責任者と担当区分を事前に決め、明確にします。
	2	参加者、催事スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握し名簿を作成するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。 また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを参加者、催事スタッフに事前に周知する。	受験者、試験スタッフの氏名及び緊急連絡先について、事前に名簿を作成します。 また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて受験者へ事前にホームページ及び受験票で周知するとともに、試験スタッフへ事前に周知します。
	3	催事後 2 週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、催事スタッフへ事前に周知する。	試験後 2 週間以内に受験者、試験スタッフに感染が疑われる症状が出た場合は、当団体〇〇係へ連絡をもらうことにし、感染状況が把握できるようにします。 また、感染が判明した場合は、速やかに東北大学様に連絡し、事後対応についてご相談させていただきます。
	4	本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、催事スタッフ全員に周知する。	本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、試験スタッフ全員に周知します。
	5	会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。	事前に会場の下見を行い、会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認します。
	6	施設管理者と十分な調整を行った上で催事当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。	貴学施設管理者と十分な調整の上準備を行い、確認を受けることとします。
催事 当日	1	催事スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。	試験スタッフは全員マスクを着用します。 また、定期的な手洗い・手指消毒を徹底するよう周知します。 ・試験スタッフ数：〇名
	2	催事スタッフは自宅で検温を行い、37.5 度以上の発熱（または平熱よりも 1 度超過）、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。 また、催事スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。	試験スタッフは試験当日に検温を行い試験責任者に報告することを義務付けます。 また、試験当日に 37.5 度以上の発熱（または平熱よりも 1 度超過）、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とします。

催事 当日	3	催事規模、参加人数を以下のとおりとする。 【屋内催事】 - 収容率 50%以内（1 室ごとに計算）とする。 （施設において使用人数の上限等を設定している場合はそのルールに従う） - 座席は原則指定席とし、できるだけ 2m（最低 1m）の間隔を空けて配置する。 【屋外催事】 - 参加者の間隔を、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。	受験予定者〇〇名を、各部屋定員 50%以内になるように割り振ります。また、座席は指定席とし、〇m 間隔を空けて配置します。 （詳細は添付「席配置図」をご参照ください。）
	4	開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱よりも 1 度超過） - 味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合 - 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 - 海外から入国し 14 日を経過していない場合 - 海外から入国し 14 日を経過していない者と濃厚接触がある場合	受験者の体調管理について事前にホームページ及び受験票で周知し、検温等の体調管理に努めさせることとします。また、試験スタッフは試験当日、以下の症状について受験者からの自己申告による確認に加え、症状の有無について注意し受験者の体調把握を行います。 37.5 度以上の発熱があった場合（または平熱よりも 1 度超過） - 味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合 - 新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合 - 海外から入国し 14 日を経過していない場合 - 海外から入国し 14 日を経過していない者と濃厚接触がある場合
	5	会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。	会場までのルート上の出入口を、試験スタッフにより開放します。
	6	エレベータは原則使用禁止とし、参加者がエレベータのボタンに触れる機会をなくすようにする。	身体の不自由な方以外のエレベータの使用は禁止とします。
	7	会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。	会場出入口および各フロアに手指消毒用のアルコール消毒液を設置します。
	8	参加者へのマスク着用を義務付けるとともに、休憩時等の定期的な手洗い・手指消毒を促す。	マスク着用について、受験者へ事前にホームページ及び受験票で周知し、当日着用させることとします。 マスクを忘れた受験者については、当日マスクを配付し着用させることとします。 また、消毒液配置場所に消毒の上入場する旨の張り紙を貼付するとともに、出入口に試験スタッフを常駐させ消毒の上入場するようアナウンスを行います。
	9	混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。	混雑防止のため、受験者の入場、退場は部屋ごとに時間差で行います。
	10	会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ 2m（最低 1m）の間隔を空けるよう床に表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。	行列が生じる可能性が高い会場入り口及び受付には、2m の間隔を空けるよう床に表示し、人が密集しない対策を講じます。

催事 当日	11	受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンにより催事スタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。	対面となる受付には、透明ビニールカーテンにより試験スタッフと受験者の間を遮断し、飛沫感染防止のための対策を講じます。
	12	配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。	配布物は試験スタッフにより事前に机に置きます。
	13	屋内の催事は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。 なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により十分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。 催事開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。 (推奨する換気方法) ・30分に1回以上、窓を数分程度全開にする。 ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を開放する。	換気は機械換気設備を常時稼働させるとともに、〇〇分に1回、〇〇分間窓を開け、換気を行います。
	14	参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。	— (試験のため、対象外)
	15	催事中、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。	対面での会話や受験者同士の接触は控えるよう、当日試験スタッフにより受験者へアナウンスするとともに、会場にその旨の張り紙を貼付します。
	16	熱中症防止のための飲料等以外の飲食を禁止とし、参加者に周知する。(飲み終わったゴミは下記No.21を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り) ※終日の催事等、昼食をとる必要がある場合は、自席のみで昼食をとってもらうなどの対策を検討の上、施設管理者の許可を得る。	熱中症防止のための飲料以外の飲食を禁止とし、飲み終わったゴミは受験者が持ち帰るよう、受験者へ事前にホームページ及び受験票で周知するとともに、当日は試験スタッフにより受験者へアナウンスします。

催事 当日	17	トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。 ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。 ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。 ・トイレに入るための列はできるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう足元表示を行うことや十分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。 ・ハンドドライヤーは使用停止とする。 ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。）	トイレの利用に関し、以下の対策を講じます。 ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行います。 ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう各トイレに掲示を行います。 ・トイレに入るための列は2mの間隔を空けるよう足元表示を行います。 ・ハンドドライヤーは使用禁止とし、掲示を行います。 ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は、試験実施中に〇回/日、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用して清拭消毒を行います。
	18	会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。	会場エリア以外への立入りを禁止する掲示を行います。
	19	建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。	建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、ゴミ箱の蓋に使用禁止の張り紙を貼付します。
	20	感染が疑われる者が催事中に発生した場合、催事スタッフは以下の対応を行う。 ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。 宮城県・仙台市コールセンター： 022-211-3883 又は 022-211-2882	試験当日に感染が疑われる者が発生した場合、試験スタッフは以下の対応を行います。 ・隔離用の部屋を事前に確保し、マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離します。 ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を速やかに行います。 ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受けます。
	21	清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。）	清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクとゴム手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分します。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いをを行います。）

催事 終了後	1	催事終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。 （消毒方法例） 消毒用エタノールや 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水とは異なるので注意）を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※備品等で本方法により難しい場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談	試験実施後は、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用の上 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液使用し、使用した教卓、机、椅子、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施します。
	2	感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。	試験実施後は、感染対策の実施状況について不備がなかったか点検を行い、「感染症予防対策実施報告書（貴学様式）」により貴学へ報告します。
	3	個人情報の保護の観点から名簿等の保管に十分な対策を講ずる。	関係法令に基づき全ての個人情報について厳正に取り扱います。
	4	感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。	感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、『事前準備－No.3』記載の対処方法に基づき対応するとともに、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、個人情報にかかる関係法令を遵守の上、必要な情報提供を行います。

国立大学法人東北大学片平さくらホール使用許可書

令和 年 月 日

御中

国立大学法人東北大学
総長 大野英男

令和 年 月 日付けをもって申込みのあった片平さくらホールの使用については、下記の条件を付して許可します。
記

1. 使用施設

所在地 仙台市青葉区片平二丁目1-1
使用場所 片平さくらホール 1階ラウンジ 2階会議室 (A・B・C)
片平キャンパス構内駐車場 台数 台

2. 使用者は、前記の施設を の目的に使用するものとする。

3. 使用日時は、次のとおりとする。

令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分	2階会議室
令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分	1階ラウンジ
令和 年 月 日 ()	時 分 ~	時 分	片平キャンパス構内駐車場

4. 使用料は、基本料金 円、駐車場使用料金 円及び付帯料金 円とし、本学の発する請求書により、指定期日までに支払わなければならない。指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。なお、使用者が学内部局等にあつては、請求書による支払いに代えて、所定の振替手続きによらなければならない。

5. 使用上の制限

- (1) 使用者は、当該施設を、指定する使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 使用者は、当該施設を第三者に転貸してはならない。
- (3) 片平キャンパス構内駐車場を使用する者は、別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

6. 使用者は、本学「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」に示す具体的な対策を実施し、感染予防、感染拡大防止に遺漏なく取り組まなければならない。

7. 総長は、次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。

- (1) 使用者が許可条件を守らないとき。
- (2) 本学において、当該施設を使用する必要性が生じたとき。
- (3) 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針(BCP)」のレベルが2以上に引き上げられたとき、又は新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ない事情が生じたとき。

8. 使用者は、使用日時等を変更し、又は使用を取り止める場合は、使用日の3日前までに総長に申し出て、その承認を受けなければならない。

9. 原状回復及び損害賠償

- (1) 使用者は、使用を終えたとき又は使用の許可を取り消され若しくは使用を中止させられたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。
- (2) 使用者は、使用施設及びその設備、備品等を滅失又はき損した場合又はこの許可条件に定める義務を履行しない場合、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

片平キャンパス構内駐車場使用に係る遵守事項

片平キャンパス構内駐車場を使用する者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を守り、構内に設置する道路標識等に従って運転すること。
- (2) 当該入構許可証等を車両のフロントガラス内側の確認しやすい位置に掲げること。
- (3) 駐車後は、構内での移動には原則として自動車を使用しないこと。
- (4) みだりに警笛音を発し、又は空ふかし音、急ブレーキ音及びタイヤ摩擦音を発する運転をしないこと。
- (5) 入構管理業務に携わる者の指示に従うこと。

上記に違反した場合の違反者に対して次の措置を行う。

- (1) 違反者に警告等を行うこと。
- (2) 警告書を違反車両に貼付すること。
- (3) 入構許可を取り消すこと。
- (4) 構外への退去を命じること。
- (5) 前各号の措置に応じず放置された自動車を撤去すること。

令和 年 月 日

東北大学 財務部
資産管理課資産管理第三係 御中

使用者名：

担当者名：

Tel：

Mail：

感染症予防対策実施報告書

使用日時： 年 月 日（ 時 分）から

 年 月 日（ 時 分）まで

使用場所：

使用目的：

1. 上記催事等において、「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部）」および使用申込時に提出した「感染症予防対策に係る計画書」に基づき、感染症予防対策を行ったことを報告いたします。
2. 催事等の終了後に本催事等を起因とする感染が判明した場合は、国・地方自治体のルールや「催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン（東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部）」に基づき対応いたします。